平成２５年（フ）第２３４５号
神奈川県横浜市中区曙町１－３　藤和伊勢佐木町ハイタウン311号室、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市中区伊勢佐木町４丁目114番地
破産者　株式会社コスモメディカル
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３４６号
神奈川県横須賀市久里浜１丁目６―13―302
破産者　根立　浩二
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３４７号
神奈川県横須賀市久里浜１丁目６―13―302
破産者　根立　靖子
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７３号
東京都渋谷区代々木４―24―11―106、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区富ヶ谷１丁目35番５―302号
破産者　株式会社Ｂｒａｖｅ　Ｗｉｔｓ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７４号
東京都多摩市永山４丁目４―25―502、開始決定時の住所東京都渋谷区代々木４丁目24―11―106
破産者　米倉　一男
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７６号
東京都渋谷区笹塚１丁目15番２号　１Ｆ
破産者　有限会社朝倉メガネ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７７号
東京都調布市富士見町２丁目17―２
破産者　松原　友久
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７９号
東京都足立区西新井４丁目40番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区稲荷台21番１―804号　アーベントハイム板橋本町
破産者　有限会社一興工業
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８０号
埼玉県三郷市高州１丁目８－１―202
破産者　福永　浩一
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３９５号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　株式会社Ｌｉｌｙ　Ｊａｐａｎ　ＩＮＣ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３９６号
東京都江戸川区平井６丁目17番８号　シャトルナガシマビル１Ｆ
破産者　株式会社Ｏｎｅ’ｓ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３９７号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居999―２
破産者　大谷　結美
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４０１号
東京都台東区台東４丁目18番11号
破産者　ハフトテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４１６号
東京都小金井市貫井南町１丁目16―37　あすかＥ６
破産者　永野　裕司
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４１９号
東京都新宿区新宿２丁目11番７号　第33宮庭ビル７Ｆ
破産者　株式会社インパクト
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２０号
神奈川県厚木市下依知1126―202
破産者　安達美知子
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３１号
東京都町田市中町３丁目５番12号
破産者　株式会社セラーノ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４６２号
東京都港区東新橋１丁目５番地２号　汐留シティセンター１階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区有楽町１丁目４番１号
破産者　有限会社チーム二十一
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４６３号
神奈川県川崎市宮前区東有馬５丁目16―２―305
破産者　田畑　　修
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５１０号
東京都町田市矢部町2693―41―2204、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市忠生１丁目13番地１　マルセビル
破産者　株式会社マチダ厨設
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部